



発行 新潟県

号外 2

令和5年7月25日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 45 新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(子ども家庭課)
- 46 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則(産業立地課)

病院局管理規程

- 15 新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)

規 則

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月25日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第45号

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年新潟県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(軽微な変更)</p> <p>第4条 省令第28条第1号の知事が定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）第1の1の1に該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園である幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第4条 省令第28条第1号の知事が定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）第1の1の1に該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園である幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月25日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第46号

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 (略) (この規則の失効)	1 (略) (この規則の失効)
2 この規則は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この規則は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
3 (略)	3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第15号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月25日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前						
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための手当の特例)</u></p> <p><u>6 職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者（以下この項において「患者等」という。）に接して行う作業又は患者等が使用した物件を処理する作業（次号に掲げる作業を除く。）</u></p> <p><u>(2) 患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他病院局長が別に定める作業</u></p> <p><u>7 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作業の区分</th> <th style="text-align: center;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前項第1号に掲げる業務</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>前項第2号に掲げる業務</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	作業の区分	手当の額	前項第1号に掲げる業務	3,000円	前項第2号に掲げる業務	4,000円
作業の区分	手当の額						
前項第1号に掲げる業務	3,000円						
前項第2号に掲げる業務	4,000円						

附 則

この規程は、公布の日から施行する。